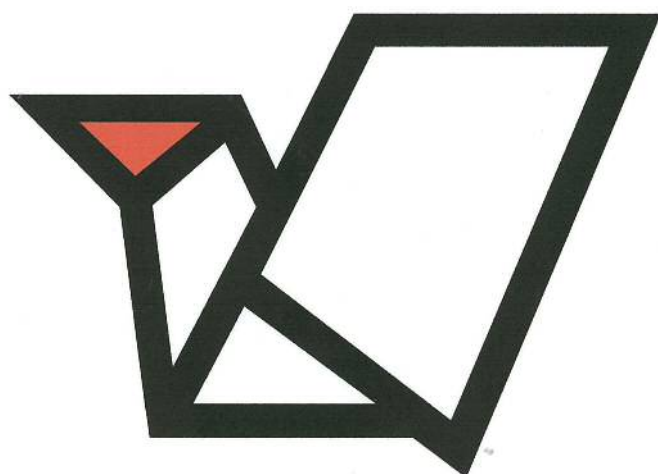


平成21年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会 議会運営委員会



平成21年8月24日

平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 議会運営委員会記録

○議題・場所

平成21年8月24日 午後2時20分 開会

於：ナビオス横浜「オリージャ」

- (1) 臨時委員長の指名について
- (2) 傍聴の許可について
- (3) 委員長の選挙について
- (4) 副委員長の選挙について
- (5) 平成21年第2回定例会の日程について
- (6) その他について

休憩後

- (7) 陳情について
- (8) 閉会中継続審査の申し出について

○出席委員（8人）

星 野 國 和	本 間 悦 雄
角 井 基	岸 浪 孝 志
四 宮 洋 二	服 部 俊 作
近 藤 洋	秋 山 勇

議長 横 山 栄 一

副議長 西 村 和 夫

○広域連合事務局

事務局長	細 川 哲 志
業務課長	深 澤 公 喜
業務課担当課長	鹿島田 雅 人
書記長	諏 佐 吉 則
書記	曾 我 直 樹
書記	松 尾 進
書記	渋谷 尚 希

【臨時委員長の選任】

(午後 2 時 20 分開会)

○事務局長(細川 哲志君)

ただいまから議会運営委員会を始めさせていただきます。

本日の議題は、お手元に配布してあります次第のとおりです。

初めに、議題(1)の臨時委員長の指名についてであります。委員会条例第7条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長の職務を行うこととなっております。

出席委員中、年長の 秋山 勇 委員に臨時委員長をお願いします。

委員長席へ、ご着席いただき進行をお願いいたします。宜しくお願いいたします。

【臨時委員長のあいさつ】

○臨時委員長(秋山 勇君)

ただいま、ご指名を受けましたので、私が臨時委員長を務めさせていただきます。宜しくお願いいたします。ただいまの出席委員は8名で、定足数を満たしております。

当委員会に付託されました案件を審査するため、議会運営委員会を開きます。

【傍聴の許可について】

○臨時委員長(秋山 勇君)

まず、議題(2)の傍聴の許可について、お諮りいたします。

一般及び報道関係者について、本日の委員会傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可することに決定いたしました。

(傍聴人入場)

【委員長の選挙について】

○臨時委員長(秋山 勇君)

それでは、議題(3)の「委員長の選挙」を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、会議規則第114条第5項の規定により指名推選とし、私から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって私から指名することに決定いたしました。

委員長に 角井 基 委員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 角井 基 委員が委員長に当選されました。

それでは委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

(自席より委員長の就任挨拶)

○委員長(角井 基君)

ただいま、ご指名いただきまして、この広域連合の議会運営委員会の委員長に就任させていただきました 角井 基 でございます。

横山 議長、西村 副議長のお力添えをいただき、円滑な委員会運営に努めさせていただきたいと思いますので、どうぞ皆様のご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○臨時委員長(秋山 勇君)

ありがとうございます。それでは、委員長と席を交代いたします。

(秋山臨時委員長は自席へ、角井委員長は委員長席へ移動)

【副委員長の選挙について】

○委員長(角井 基君)

続いて、議題(4)の副委員長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、会議規則第114条第5項の規定により指名推選とし、私から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって私から指名することに決定いたしました。

副委員長に 近藤 洋 委員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 近藤 洋 委員が副委員長に当選されました。

それでは副委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(自席より副委員長の就任挨拶)

○副委員長(近藤 洋君)

ただいま、皆様のご推挙により副委員長に、ご指名いただきました 近藤 洋 でございます。

横山 議長、西村 副議長、角井 委員長と協力し、公正で中立な議会運営に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(角井 基君)

ありがとうございます。それでは副委員長席へ、ご着席をお願いいたします。

(近藤 副委員長、副委員長席へ移動)

委員の席につきましては、ただいまご着席の席を指定させていただきます。

【平成21年第2回定例会の日程について】

○委員長(角井 基君)

それでは、議題(5)の「平成21年第2回定例会の日程について」お諮りいたします。

議事日程案について、事務局から説明をお願いいたします。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

それでは、本日の議事日程案について説明させていただきます。

お手元の議事日程表案をご覧ください。

既に【日程第1】から【日程第6】までは議事が終了しておりますので、説明は省略させていただきます。

【日程第7】は、「議席の指定」でございますが、現在、議場にて着席の席を指定させていただきます。

【日程第8】は、「会議録署名議員の指名」でございますが、議長より、石井 恒雄 議員と 近藤 洋 議員を指名させていただきます。

【日程第9】は、「会期の決定」でございます。会期は本日1日としたいと考えております。

また、議事日程表にはございませんが、次の【日程第10】に入ります前に、諸報告といたしまして、議長より、平成21年2月分から平成21年5月分の例月現金出納検査の結果を報告していただく予定でございます。

【日程第10】は、一般質問でございます。本件に対しましては、清水 富雄 議員・牧嶋 秀昭 議員・市古 映美 議員より質問通告が出ております。

質問者の順番につきましては、議員選出区分の順番に従い、清水 議員・牧嶋 議員・市古 議員の順を予定しております。質疑は、質問者ごとに、一括して行う予定です。

【日程第11】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正す

る条例の制定について」の専決処分の報告、【日程第 12】は、「平成 20 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書」の報告、【日程第 13】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」について専決処分の報告及び承認をお願いするものでございます。

【日程第 14】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定」についてご審議いただくものでございます。

【日程第 15】は、「平成 21 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」についてご審議いただくものでございます。

【日程第 16】は、「平成 20 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてご審議いただくものでございます。

【日程第 16】に対しましては、関議員より討論の通告が出ております。

【日程第 17】は、「平成 20 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」についてご審議いただくものでございます。

【日程第 17】に対しましては、牧嶋 秀昭 議員、杉山 典子 議員、関 美恵子 議員より質問通告が、また、関 美恵子 議員より討論の通告が出ております。

【日程第 18】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任」について、ご審議いただくものでございます。

なお、議事日程表にはございませんが、陳情が 2 件提出されておりますので、2 件の陳情を【日程第 19】及び【日程第 20】で議事日程に追加する予定でございます。

最後に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました、全体の流れについて、説明させていただきます。

この後、議会運営委員会を暫時休憩とさせていただきます、午後 2 時 35 分より本会議を再開させていただきます。

この本会議の日程につきましては、先程説明したとおりでございますが、【日程第 19】及び【日程第 20】の陳情の取り扱いにつきましては、会議規則により、議会運営委員会に付託することとされております。従いまして、この陳情の審査のため、【日程第 19】に入りましたところで、本会議を暫時休憩し、本会議休憩中に議会運営委員会を再開し、陳情を審査する予定でございます。

そして、委員会において採決をしていただいた後、「閉会中継続審査の申し出」についてご審査いただき、委員会を閉会いたします。

その後、本会議を再開し、委員長より委員会での審査の結果について、議長へ報告をしていただきます。陳情につきましては、市古 映美 議員から討論の通告が出ております。

その後、本会議において採決していただくとともに、追加議案として「閉会中継続審査の申し出」についてご審査していただくという流れを考えております。

なお、議員の皆様におかれましては、発言がある場合には登壇をしてからご発言いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、本日の定例会の日程についてご説明を終わります。

○委員長(角井 基君)

ただいま説明がありました日程につきまして、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

【その他について】

○委員長(角井 基君)

次に、議題(6)の「その他」について、委員の皆様から、何かご意見はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようですので、ここで、議会運営委員会を暫時休憩いたします。

(午後 2 時 31 分 休憩)

【陳情第3号について】

(午後4時36分 再開)

○委員長(角井 基君)

休憩前に引き続き、これより議会運営委員会を再開いたします。

議題(7)の陳情第3号「保険料と窓口負担の軽減等を求める陳情書」に関する陳情について、議題といたします。

陳情の要旨等については、書記に朗読させます。

○書記(諏佐 吉則君)

陳情第3号、件名は、「保険料と窓口負担の軽減等を求める陳情書」、受理は、平成21年8月11日、陳情者は、神奈川県社会保障推進協議会 代表委員 水谷 正人さんでございます。

陳情の趣旨につきましては、誰もが無理なく払える保険料となるよう、保険料条例減免制度の拡充を図っていただくこと。

保険料は2年ごとに見直されるため今年度は次期保険料算定の年となりますが、保険料の引き下げを図っていただくこと。

低所得者や生活に困っている人が受診を手控えることのないよう、一部負担金減免制度を拡充し、全ての被保険者の受診機会を保障していただくこと。

現在14都県において各広域連合への独自の財政投入が行われていると聞いています。神奈川県広域連合におかれましても、条例減免の拡充や被保険者の負担軽減、また保険事業の財源として、神奈川県にも独自の財政措置を求めていること。

75歳以上の窓口負担を無料とした制度を確立するよう、国に強く要望していただくこと。

以上の5点でございます。

○委員長(角井 基君)

それでは、本件について、事務局見解の説明を求めます。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

それでは、陳情第3号にかかる当局の見解を申し上げます。

陳情項目1「誰もが無理なく払える保険料となるよう、保険料条例減免制度の拡充を図ること」についてですが、低所得者等を対象とした法令等に基づく軽減は既に実施しておりますが、神奈川県において独自に更なる軽減策を行うためには、その財源として、県及び市町村の追加負担が必要となります。

厳しい財政状況下において、県をはじめ全市町村の合意のもと新たな保険料軽減を実施すること、及びこれに伴い法定の負担に加えて更に県及び市町村に負担をお願いすることは、いずれも困難であると考えております。

次に、陳情項目2「保険料の引き下げを図ること」についてですが、保険料は安定した財政運営を確保するため、法律により2年ごとに費用と収入を見込んで算定することとなっております。今後も、国の示す基準等に基づき、適正に算定を行ってまいります。

陳情項目3「一部負担金減免制度を拡充し、被保険者の受診機会を保障すること」についてですが、「高齢者の医療の確保に関する法律」第69条で、「厚生労働省令」で定める特別な事情がある方に対しては、減免措置を採ることができることとなっております。

「厚生労働省令」で定める特別な事情とは、被保険者が災害などにより著しい損害を受けたこと、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し又は長期入院したこと、その他これらに類する事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められることとしております。

この規定に基づき、適正に対応を行ってまいりたいと考えております。

陳情項目4「条例減免の拡充や被保険者の負担軽減、保険事業の財源として、独自の財政措置を行うよう神奈川県に求めること」についてですが、長寿医療制度を運営していくための財源の仕組みにつきましては、国が定める基準に沿っておりますので、神奈川県に対して

法定外の負担を求めていく事は困難であると考えております。

陳情項目 5「75 歳以上の窓口負担を無料とする制度を確立するよう、国に強く要望すること」についてですが、少子高齢化が進む中で、国民皆保険制度を維持するために、また、世代間及び世代内の負担の公平化を確保するためにも、国民一人ひとりがその負担能力に応じてご負担いただくことが求められているものと考えております。

以上でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

○委員長(角井 基君)

ただいま、事務局からの見解が説明されましたが、何かご質問等はございませんか。

○委員(本間 悦雄君)

川崎の本間でございます。今の事務局からの説明については、よく理解をいたしました。その上で、私の意見も少し含めながら申し述べたいと思います。

私は昭和 22 年生まれの団塊世代ですが、私たちの世代が後期高齢者のピークを迎える 2025 年においては、老人医療費は膨大な金額に伸びるといわれております。

ご承知の通り、国会でもそういった事を踏まえ、平成 12 年に共産党を除く全会派により老人医療制度に変わる新しい仕組みづくりが決議されているわけであります。

そのような決議を受けて、医療制度改革の基本方針が閣議決定され、それを受けて社会保障審議会医療部、保険部部会などにおいても、今後益々本格的な高齢社会を迎えるにあたり当時の老人医療の制度では乗り越えられない、国庫が破綻してしまうという共通認識があったと私は理解しております。

そういう状況の中で、今の長寿医療制度しかこの危機的な状況を乗り越える事ができないという事で、関係者の総意としてこの制度が創設されたものと私は思っております。

スタートしてようやく 1 年を迎えたという状況でもあり、今の事務局の説明についても理解いたしますので、今後の政府全体の国の動向を見据えた上で、私としましては採択することは適当ではないという事で委員の皆様のご賛同をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長(角井 基君)

他に何か、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようですので、これより討論に移ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようですので、これより本件について、採決をいたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

挙手なしであります。よって、本件は、不採択とするべきものと決定いたしました。

【陳情第 4 号について】

○委員長(角井 基君)

次に、陳情第 4 号「高齢者の受診機会の確保及び当事者が参加する制度運営を求める陳情書」について、議題といたします。陳情の要旨等については、書記に朗読させます。

○書記(諏佐 吉則君)

陳情第 4 号、件名は、「高齢者の受診機会の確保及び当事者が参加する制度運営を求める陳情書」、受理は平成 21 年 8 月 13 日、陳情者は神奈川県保険医協会 理事長 池川 明さんでございます。

陳情の趣旨につきましては、高齢者の受診動向の実情を踏まえ、一部負担金の減免制度をより現実的なものへと改善し、低所得者や生活困窮者も対象となるよう制度内容を充実させ

ること。

京都府や東京都の後期高齢者医療広域連合に倣い、被保険者本人や家族または医療関係者など、当事者ならびに有識者をその構成員とする協議会等の設置要綱を定め、当事者の意見を踏まえた制度運営をはかること。以上の2点でございます。

○委員長(角井 基君)

それでは本件について、事務局見解の説明を求めます。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

それでは、陳情第4号に対する当局の見解を申し上げます。

陳情項目1「高齢者の受療動向の実情も踏まえ、一部負担金減免制度をより現実的なものへと改善し、低所得者や生活困窮者も対象となるよう制度内容を充実させること」についてですが、「高齢者の医療の確保に関する法律」第69条で、「厚生労働省令」で定める特別な事情がある方に対しては、減免措置を採ることができることとなっております。

「厚生労働省令」で定める特別な事情とは、被保険者が災害などにより著しい損害を受けたこと、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、又は長期入院したことその他これらに類する事由があることにより、一部負担金を支払うことが困難と認められることとしています。

この規定に基づき、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に陳情項目2「京都府や東京都の後期高齢者医療広域連合に倣い、被保険者本人や家族または医療関係者など、当事者ならびに有識者を構成員とする協議会等の設置要綱を定め、当事者の意見を踏まえた制度運営をはかること」についてですが、神奈川県広域連合では、被保険者からの意見を聴く場として登録モニター制度を設け、アンケート等を実施することにより、意見をいただく機会としております。今後も、アンケートや随時ご意見・ご要望をいただくことにより、制度運営の向上に活かしてまいりたいと考えています。以上でございます。

○委員長(角井 基君)

ただいま、事務局見解が説明されましたが、何かご質問はございませんか。

○委員(本間 悦雄君)

今登録モニター制度の話が出ましたが、具体的に登録モニター制度にはどの位の人達が登録されているのですか。

○事務局長(細川 哲志君)

100余名でございます。

○委員(本間 悦雄君)

色々な意見を聞く場というのは、それぞれの立場によって意見も分かれるのだと思いますが、広域連合としては100余名のモニターから被保険者の生の声を聴取するということでありますので、是非それは尊重してまいりたいと思います。

私としましては、先程の陳情第3号の立場からも、採択については賛成しないという意見を申し上げたいと思います。

○委員長(角井 基君)

その他にご意見はございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは無いようですのでこれより討論に移ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは無いようですので、これより本件について採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

挙手なしであります。よって、本件は、不採択とするべきものと決定いたしました。

【閉会中継続審査の申し出について】

○委員長(角井 基君)

次に、議題(8)の「閉会中継続審査の申し出について」お諮りいたします。

議長に対し、「議会運営等について」閉会中継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

【委員長報告書の作成】

○委員長(角井 基君)

最後に委員長報告についてですが、委員長報告書の作成とその報告書の内容については、委員長に、ご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の議題は以上ですが、委員の皆様から特段何かございますか。

(「なし」の声あり。)

無いようですので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時52分閉会)

議会運営委員会委員長 角 井 基